

施設長の皆さまへ

児童養護施設損害保険制度のご案内

本制度の趣旨

本制度は児童養護施設を設置・経営される社会福祉法人等が、施設運営上遭遇する不測の事故に対しての備えを行う為に、昭和61年に創設されたものであり、多くの施設にご加入をいただいております。

さまざまな困難をもつ児童を処遇する上ではどんな事故が発生するか分かりません。本制度は、児童養護施設の実態に適した内容となっておりますので、是非この機会にご加入されますことをおすすめいたします。

保険期間 2020年11月1日午後4時から
2021年11月1日午後4時まで1年間
{ *中途加入は毎月20日締切(手続完了)、
翌月1日午前0時より補償開始 }

〈代理店・扱者(幹事)〉
MSK保険センター株式会社
東京都千代田区神田駿河台2-2
御茶ノ水杏雲ビル6F
TEL 03-3259-7901 FAX 03-3259-7917

〈引受保険会社〉
三井住友海上火災保険株式会社
公務第二部・営業第一課
東京都千代田区神田駿河台3-11-1
TEL 03-3259-3017 FAX 03-3293-8609

公益財団法人 児童育成協会
三井住友海上火災保険株式会社

目次

- ・ 本制度の特色 P. 1
- ・ 児童養護施設損害保険制度の概要 P. 2
- ・ 各補償の詳細について P. 4
- ・ 加入手続 P. 16
- ・ Q & A P. 18
- ・ 児童養護施設損害保険制度における保険金のお支払い事例 . . . P. 19
- ・ 事故が発生した場合 P. 20
- ・ 事故報告書 P. 21
- ・ 事故が発生した場合の連絡先一覧表 P. 22
- ・ ご注意点 P. 23
- ・ 各保険の重要事項のご説明 P. 26

本制度の特色

1. 児童養護施設特有の事故に焦点をあわせた損害保険制度です。

*児童養護施設を運営されている社会福祉法人が兼営する乳児院に限り、児童養護施設と同様、本制度への加入が可能です。

2. 主契約と任意契約で施設に関する事故を幅広く補償します。

- | | |
|-------------|--|
| ①主契約(セット加入) | I.入所児童24時間傷害補償
(幼稚園・小学校・中学校・高等学校生対象) |
| | II.施設管理者賠償補償 |
| | III.入所児童個人賠償補償 |
| ②任意契約(任意加入) | IV.入所児童24時間傷害補償
(幼稚園・小学校・中学校・高等学校生以外対象) |
| | V.職員向け災害見舞金補償 |
| | VI.短期入所児童向け傷害補償 |
| | VII.ボランティア・実習生向け傷害補償 |

3. 保険料は、措置費で認められる範囲に設定されています。

児童養護施設損害

保険の種類		保険金額(支払限度額)																																																				
① 主契約(セット)	入所児童24時間傷害補償 (幼稚園・小学校・中学校・高等学校生対象) ●普通傷害保険 ●学校契約団体傷害保険(管理下および管理下外補償)特約 ●保険料確定特約(学校契約団体傷害保険特約用) ●天災危険補償特約	●死亡・後遺障害保険金額 1口あたり 100万円 <small>最高5口までご加入いただけます</small> ●入院保険金日額 1口あたり 1,500円 ●事故の発生の日から起算して7日が満了する日以降においてなお、入院保険金の支払いを受けるべき状態にある場合に保険金をお支払いします。 ●通院については補償されません。 ●手術を受けた場合は手術保険金(入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍)をお支払いします。																																																				
	施設管理者賠償補償 ●施設所有(管理)者賠償責任保険 ●生産物賠償責任保険 ●昇降機賠償責任保険	施設・業務上のミス・エレベーター等による事故 飲食物等による事故 (施設(所有)管理者賠償責任保険・昇降機賠償責任保険) (生産物賠償責任保険) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1名</th> <th>1事故</th> <th>1事故・保険期間中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">Aコース</td> <td>身体障害 3,000万円</td> <td>1億円</td> <td rowspan="2">1億円</td> </tr> <tr> <td>財物損壊 —</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Bコース</td> <td>身体障害 3,000万円</td> <td>3億円</td> <td rowspan="2">3億円</td> </tr> <tr> <td>財物損壊 —</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Cコース</td> <td>身体障害 1億円</td> <td>3億円</td> <td rowspan="2">3億円</td> </tr> <tr> <td>財物損壊 —</td> <td>1,000万円</td> </tr> </tbody> </table> 支払限度額 免責金額 A～Cコース共通 身体障害・財物損壊それぞれ1事故につき3万円 1事故につき3万円	区分	1名	1事故	1事故・保険期間中	Aコース	身体障害 3,000万円	1億円	1億円	財物損壊 —	200万円	Bコース	身体障害 3,000万円	3億円	3億円	財物損壊 —	500万円	Cコース	身体障害 1億円	3億円	3億円	財物損壊 —	1,000万円																														
	区分	1名	1事故	1事故・保険期間中																																																		
Aコース	身体障害 3,000万円	1億円	1億円																																																			
	財物損壊 —	200万円																																																				
Bコース	身体障害 3,000万円	3億円	3億円																																																			
	財物損壊 —	500万円																																																				
Cコース	身体障害 1億円	3億円	3億円																																																			
	財物損壊 —	1,000万円																																																				
入所児童個人賠償補償 ●団体総合生活補償保険 ●保険料確定特約(包括契約特約用)	●支払限度額 1事故 1億円 ●免責金額はありません。																																																					
② 任意契約(任意加入)	入所児童24時間傷害補償 (幼稚園・小学校・中学校・高等学校生以外対象) ●団体総合生活補償保険(標準型) ●準記名式契約(全員付保)(同一保険金額)特約 ●天災危険補償特約	●傷害死亡・後遺障害保険金額 1口あたり 100万円 <small>最高5口までご加入いただけます</small> ●傷害入院保険金日額 1口あたり 1,500円 ●入院1日目からお支払いします。 ●通院については補償されません。 ●手術を受けた場合は傷害手術保険金(入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍)をお支払いします。																																																				
	職員向け災害見舞金補償 ●労働災害総合保険 ●通勤災害補償特約	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>死亡</th> <th colspan="4">後遺障害</th> <th>休業補償</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">Aコース 500万円</td> <td rowspan="4">500万円</td> <td>1～3級 500万円</td> <td>7級 250万円</td> <td>11級 50万円</td> <td rowspan="4">1日あたり 1,000円</td> </tr> <tr> <td>4級 400万円</td> <td>8級 200万円</td> <td>12級 25万円</td> </tr> <tr> <td>5級 350万円</td> <td>9級 150万円</td> <td>13級 15万円</td> </tr> <tr> <td>6級 300万円</td> <td>10級 100万円</td> <td>14級 10万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">Bコース 1,000万円</td> <td rowspan="4">1,000万円</td> <td>1～3級 1,000万円</td> <td>7級 500万円</td> <td>11級 100万円</td> <td rowspan="4">1日あたり 2,000円</td> </tr> <tr> <td>4級 800万円</td> <td>8級 400万円</td> <td>12級 50万円</td> </tr> <tr> <td>5級 700万円</td> <td>9級 300万円</td> <td>13級 30万円</td> </tr> <tr> <td>6級 600万円</td> <td>10級 200万円</td> <td>14級 20万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">Cコース 1,500万円</td> <td rowspan="4">1,500万円</td> <td>1～3級 1,500万円</td> <td>7級 750万円</td> <td>11級 150万円</td> <td rowspan="4">1日あたり 2,000円</td> </tr> <tr> <td>4級 1,200万円</td> <td>8級 600万円</td> <td>12級 75万円</td> </tr> <tr> <td>5級 1,050万円</td> <td>9級 450万円</td> <td>13級 45万円</td> </tr> <tr> <td>6級 900万円</td> <td>10級 300万円</td> <td>14級 30万円</td> </tr> </tbody> </table>		死亡	後遺障害				休業補償	Aコース 500万円	500万円	1～3級 500万円	7級 250万円	11級 50万円	1日あたり 1,000円	4級 400万円	8級 200万円	12級 25万円	5級 350万円	9級 150万円	13級 15万円	6級 300万円	10級 100万円	14級 10万円	Bコース 1,000万円	1,000万円	1～3級 1,000万円	7級 500万円	11級 100万円	1日あたり 2,000円	4級 800万円	8級 400万円	12級 50万円	5級 700万円	9級 300万円	13級 30万円	6級 600万円	10級 200万円	14級 20万円	Cコース 1,500万円	1,500万円	1～3級 1,500万円	7級 750万円	11級 150万円	1日あたり 2,000円	4級 1,200万円	8級 600万円	12級 75万円	5級 1,050万円	9級 450万円	13級 45万円	6級 900万円	10級 300万円	14級 30万円
		死亡	後遺障害				休業補償																																															
Aコース 500万円	500万円	1～3級 500万円	7級 250万円	11級 50万円	1日あたり 1,000円																																																	
		4級 400万円	8級 200万円	12級 25万円																																																		
		5級 350万円	9級 150万円	13級 15万円																																																		
		6級 300万円	10級 100万円	14級 10万円																																																		
Bコース 1,000万円	1,000万円	1～3級 1,000万円	7級 500万円	11級 100万円	1日あたり 2,000円																																																	
		4級 800万円	8級 400万円	12級 50万円																																																		
		5級 700万円	9級 300万円	13級 30万円																																																		
		6級 600万円	10級 200万円	14級 20万円																																																		
Cコース 1,500万円	1,500万円	1～3級 1,500万円	7級 750万円	11級 150万円	1日あたり 2,000円																																																	
		4級 1,200万円	8級 600万円	12級 75万円																																																		
		5級 1,050万円	9級 450万円	13級 45万円																																																		
		6級 900万円	10級 300万円	14級 30万円																																																		
短期入所児童向け傷害補償 ●団体総合生活補償保険(標準型) ●管理下中の傷害危険補償特約 ●準記名式契約(全員付保)(同一保険金額)特約 ●天災危険補償特約	●傷害死亡・後遺障害保険金額 1口あたり 100万円 <small>最高5口までご加入いただけます</small> ●傷害入院保険金日額 1口あたり 1,500円 ●入院1日目からお支払いします。 ●通院については補償されません。 ●手術を受けた場合は傷害手術保険金(入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍)をお支払いします。																																																					
ボランティア・実習生向け傷害補償 ●団体総合生活補償保険(標準型) ●管理下中の傷害危険補償特約 ●準記名式契約(一部付保)(同一保険金額)特約	●傷害死亡・後遺障害保険金額 1口あたり 100万円 <small>最高5口までご加入いただけます</small> ●傷害入院保険金日額 1口あたり 1,500円 ●入院1日目からお支払いします。 ●通院については補償されません。 ●手術を受けた場合は傷害手術保険金(入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍)をお支払いします。																																																					

※上記のうち、傷害補償については職種級別A(一般事務従事者、一般学生等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

保険制度の概要

補償内容	年間保険料	措置費との関係																																				
<p>時間、場所を問わず、偶然な事故によるケガにより、入所児童が死亡した場合、後遺障害を被った場合、所定の要件を満たす入院をした場合および手術した場合に保険金をお支払いします。</p> <p>●本補償は長期入所児童向けの補償です。短期入所児童の補償を希望される場合は、下記「短期入所児童向け傷害補償」にご加入ください。(長期入所児童全員が対象となります。)</p>	<p>中学生以下(幼稚園・小学校・中学校)の人数^(注1) × 1,380円 × 口数 最高5口</p> <p>高校生(高等学校)の人数^(注1) × 1,628円 × 口数 最高5口</p> <p>●2口以上でのご加入をおすすめします。 ●「中学生以下」「高校生」、同じ口数でのご加入となります。 (注1)児童数は協会に対して報告している把握可能な最近の会計年度(1年間)の年間平均入所児童数(新設施設は把握可能な直近平均入所児童数)</p>																																					
<p>施設やエレベーターなどの管理不備・欠陥、施設管理者の不注意または施設で提供した飲食物が原因で、入所児童やその他の第三者の生命や身体を害したり、財物を損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)した場合に、施設が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p>	<p>施設の入所児童定員数により、下表のとおりとなります。</p> <p>●入所児童定員数には、措置停止・継続児童数を含みます。</p> <p>施設管理者賠償補償保険料表</p> <table border="1" data-bbox="646 622 1359 728"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>10名まで</th> <th>11~30名</th> <th>31~60名</th> <th>61~70名</th> <th>71~80名</th> <th>81~90名</th> <th>91~100名</th> <th>101名以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aコース</td> <td>21,620円</td> <td>25,940円</td> <td>29,300円</td> <td>30,900円</td> <td>33,320円</td> <td>35,830円</td> <td>38,420円</td> <td>41,110円</td> </tr> <tr> <td>Bコース</td> <td>23,820円</td> <td>28,580円</td> <td>33,040円</td> <td>34,680円</td> <td>37,250円</td> <td>39,910円</td> <td>42,680円</td> <td>45,520円</td> </tr> <tr> <td>Cコース</td> <td>26,200円</td> <td>31,440円</td> <td>36,350円</td> <td>38,160円</td> <td>40,980円</td> <td>43,910円</td> <td>46,940円</td> <td>50,050円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※昇降機がある場合は、1台につき下記の保険料を加算して下さい。 Aコース3,500円、Bコース4,240円、Cコース4,500円</p>	定員	10名まで	11~30名	31~60名	61~70名	71~80名	81~90名	91~100名	101名以上	Aコース	21,620円	25,940円	29,300円	30,900円	33,320円	35,830円	38,420円	41,110円	Bコース	23,820円	28,580円	33,040円	34,680円	37,250円	39,910円	42,680円	45,520円	Cコース	26,200円	31,440円	36,350円	38,160円	40,980円	43,910円	46,940円	50,050円	
定員	10名まで	11~30名	31~60名	61~70名	71~80名	81~90名	91~100名	101名以上																														
Aコース	21,620円	25,940円	29,300円	30,900円	33,320円	35,830円	38,420円	41,110円																														
Bコース	23,820円	28,580円	33,040円	34,680円	37,250円	39,910円	42,680円	45,520円																														
Cコース	26,200円	31,440円	36,350円	38,160円	40,980円	43,910円	46,940円	50,050円																														
<p>被保険者である入所児童が日常生活上の不注意により第三者に身体障害や財物損壊を与え、その児童が法律上の損害賠償責任を負った場合、保険金をお支払いします。</p> <p>*前年度の中学生以上の在籍名簿のご提出が必要です。</p>	<p>中学生以上の人数^(注2) × 1,620円</p> <p>(注2)「入所児童月別在籍状況報告」で算出した人数</p>																																					
<p>時間、場所を問わず、偶然な事故によるケガにより、入所児童が死亡した場合、後遺障害を被った場合、入院した場合および手術した場合に保険金をお支払いします。被保険者(補償の対象者)の名簿(補償対象者名簿)を備え付けていただきます。</p> <p>●本補償は長期入所児童向けの補償です。短期入所児童の補償を希望される場合は、下記「短期入所児童向け傷害補償」にご加入ください。</p>	<p>幼稚園・小学校・中学校・高等学校在学以外の入所児童の人数^(注3) × 2,800円 × 口数 最高5口</p> <p>●2口以上でのご加入をおすすめします。 (注3)幼稚園・小学校・中学校・高等学校在学以外の入所児童の名簿人数(名簿備付要・提出不要)。保険期間中に人数の変更がある場合は、代理店・扱者まで連絡願います。</p>																																					
<p>施設職員(パート、アルバイト等の臨時雇職員を含みます。)が業務中および通勤途上中の災害によって身体に障害を被った場合に、被保険者が法定外補償規定等に基づき政府労災保険等の上乗せ補償金の支払責任を負うことによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>●ボランティア、実習生等賃金の支払いがない方についての補償を希望される場合は、下記「ボランティア・実習生向け傷害補償」にご加入ください。</p>	<p>Aコース 施設職員数(含むパート・アルバイト) × 876円</p> <p>Bコース 施設職員数(含むパート・アルバイト) × 1,753円</p> <p>Cコース 施設職員数(含むパート・アルバイト) × 2,371円</p>																																					
<p>ショートステイ、トワイライトステイ等の短期入所児童が施設管理下中(通常の往復途中を含みます。)において、偶然な事故によるケガにより死亡した場合、後遺障害を被った場合、入院した場合および手術をした場合に保険金をお支払いします。被保険者(補償の対象者)の名簿(補償対象者名簿)を備え付けていただきます。</p>	<p>短期入所児童の人数^(注4) × 1,840円 × 口数 最高5口</p> <p>(注4)短期入所児童の名簿人数(名簿備付要・提出不要)。保険期間中に人数の変更がある場合は、代理店・扱者まで連絡願います。</p>																																					
<p>ボランティア・実習生が施設管理下の活動中(通常の往復途中を含みます)において、偶然な事故によるケガにより死亡した場合、後遺障害を被った場合、入院した場合および手術した場合に保険金をお支払いします。被保険者(補償の対象者)の名簿(補償対象者名簿)を備え付けていただきます。</p>	<p>ボランティア・実習生の最高稼働人数^(注5) × 2,050円 × 口数 最高5口</p> <p>(注5)「1日に最大何名がボランティア・実習生として施設業務に従事するか」の見込人数。保険期間中に、実際の最高稼働人数が見込人数を超える場合は、代理店・扱者まで連絡願います。</p>																																					

措置費の対象となる↓施設会計

各補償の詳細について

I. 入所児童24時間傷害補償(幼稚園・小学校・中学校・高等学校生対象)

(普通傷害保険+学校契約団体傷害保険(管理下および管理下外補償)特約+天災危険補償特約)

①保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額

※印を付した用語については、5ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	
傷害保険金	死亡保険金	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。
	後遺障害保険金	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が生じた場合	後遺障害*の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%~4%をお支払いします。 (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	入院保険金	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(注)	[入院保険金日額]×[入院*した日数]をお支払いします。 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする入院した日数は180日が限度となります。 (注2) 入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。
	手術保険金	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合(注)	次の算式によって算出した額をお支払いします。 ① 入院*中に受けた手術*の場合…[入院保険金日額]×10 ② ①以外の手術の場合…[入院保険金日額]×5 (注) 1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限りです。また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

(注) 次の特約をセットした場合は、下表に掲げる日が満了する日以降においてなお、入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当している場合に限り、入院保険金、手術保険金のうちお支払いすべき保険金をお支払いします。

学校契約団体傷害保険(管理下および管理下外補償)特約	事故の発生の日から起算して7日
----------------------------	-----------------

②保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、5ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合	
傷害保険金	死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見*のないもの ● 入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎 ● 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ(*) (*) 施設の管理下・管理下外により異なります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。 ● 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ <p style="text-align: right;">など</p> <p>(注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p>
	後遺障害保険金	
	入院保険金	
	手術保険金	

【補償対象外となる運動等】

山岳登山^(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(※2)操縦^(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗

その他これらに類する危険な運動

- (※1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいいます。
- (※2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (※3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (※4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

【特約の説明】

特約	特約の概要
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 [*] 、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約（自動セット）	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ [*] の場合も、保険金をお支払いします。

※印の用語のご説明

- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行^(※)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。（※）いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(※)を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。
①細菌性食中毒
②ウイルス性食中毒
（※）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「後遺障害」とは、治療^{*}の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見^{*}のないものを除きます。
- 「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法および高齢者の医療の確保に関する法律のいずれかに基づく医療保険制度をいいます。
- 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等^{*}を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
①公的医療保険制度^{*}における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(※1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
②先進医療^{*}に該当する診療行為^(※2)
- （※1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
- （※2）②の診療行為は、治療^{*}を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等^{*}、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル その他これらに類するものをいいます。
- 「先進医療」とは、手術^{*}を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師^{*}が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療^{*}が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師^{*}の管理下において治療に専念することをいいます。

Ⅱ. 施設管理者賠償補償（施設所有（管理）者賠償責任保険＋昇降機賠償責任保険＋生産物賠償責任保険）

①保険金をお支払いする主な場合

●施設所有（管理）者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険

施設所有者・管理者である被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が所有、使用もしくは管理している各種の施設・設備、用具等の管理の不備、または被保険者もしくはその従業員等の業務活動中のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

また、被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が所有、使用または管理しているエレベーターの構造上の欠陥や運行・管理の不備により発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

●生産物賠償責任保険

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が製造もしくは販売した製品、または被保険者が行った仕事の結果に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

②お支払いの対象となる損害

損害の種類	内 容
① 損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
② 損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③ 権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④ 緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤ 協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問合わせください。

「①損害賠償金」についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

③保険金をお支払いしない主な場合

<賠償責任保険普通保険約款でお支払いしない主な場合>

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。）等

<賠償責任保険追加特約でお支払いしない主な場合>

- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれかの事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったことに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。

- ◇石綿等（アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵（じん））の人体への摂取または吸引
- ◇石綿等への曝露（ばくろ）による疾病
- ◇石綿等の飛散または拡散

<施設所有（管理）者特別約款でお支払いしない主な場合>

- 施設の**新築、修理、改造**または**取壊し**等の工事に起因する損害賠償責任
- 航空機の**所有、使用**または**管理**に起因する損害賠償責任
- パラグライダー、ハングライダー、パラセーリングまたは熱気球の**所有、使用**または**管理**に起因する損害賠償責任
- 昇降機（財物のみを積載する昇降機、サービスステーション施設内にあるオートリフト、機械式の立体駐車場を含みません。）の**所有、使用**または**管理**に起因する損害賠償責任
- 自動車または原動機付自転車の**所有、使用**または**管理**に起因する損害賠償責任。ただし、販売等を目的として展示されている場合を除きます。この場合であっても、走行している間は自動車とみなします。
- 施設外における船舶または車両（自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを含みません。）の**所有、使用**または**管理**に起因する損害賠償責任
- 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用・家事用器具からの蒸気・水の漏出、溢（いっ）出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢（いっ）出による財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害賠償責任
- 仕事の終了または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害賠償責任
 - (a) 医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - (b) はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
 - (c) 理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士、獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為
- 被保険者が行うLPガス販売業務の遂行（LPガス販売業務のための事業所施設の**所有、使用**または**管理**を含みます。）に起因して生じた損害
- 石油物質が施設から公共水域（海、河川、湖沼、運河）へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - (a) 水の汚染による他人の財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害賠償責任
 - (b) 水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことに起因する損害賠償責任
- 石油物質が施設から流出し、公共水域の水を汚染またはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用（被保険者が支出したと否とを問いません。）

<昇降機特別約款でお支払いしない主な場合>

- 被保険者が故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する損害
- 昇降機の修理、改造、取外し等の工事に起因する損害

等

<生産物特別約款でお支払いしない主な場合>

- 次の財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること。これらに起因する使用不能または修補を含みます。）に対する損害賠償責任。なお、これらの財物の一部の欠陥によるその財物の他の部分の損壊に対する損害賠償責任を含みます。
 - ◇生産物
 - ◇仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます。）
- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任
- 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任
- 保険期間前に既に発生していた事故と同一の原因により保険期間開始後に生じた事故に基づく損害
- 次のいずれかに該当する場合
 - ◇この保険契約が初年度契約の場合において、保険契約者、被保険者もしくはその代理人が、この保険契約の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていた^(注)とき
 - ◇この保険契約が継続契約の場合において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、初年度契約の保険期間の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていた^(注)とき
- (注) 知っていたと合理的に判断できる理由があるときを含みます。
- 事故が発生したまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または他の事故の発生を防止するために生産物または仕事の目的物について講じるべき回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置）を、被保険者が正当な理由なく怠ったときの、以後発生する同一の原因に基づく損害
- 生産物が成分、原材料または部品等として使用された（生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的とおりに使用されたときを含みます。）財物（以下「完成品」といいます。）の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害。ただし、完成品の損壊に起因して発生した、完成品以外の財物の損壊および身体の障害は除きます。
- 生産物が製造機械等または製造機械等の部品である場合の次のいずれかに該当する損害
 - ◇製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物（以下「製造品・加工品」といいます。）の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害
 - ◇製造品・加工品の色、形状等が本来意図したものと違うことに起因する損害。
- ただし、製造品・加工品の損壊に起因して発生した、製造品・加工品以外の財物の損壊および身体の障害は除きます。
- 医薬品等、農薬または食品のいずれかに該当する生産物が、その意図または期待された効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害
- 保険の対象が医薬品等、医薬品等の製造・販売、臨床試験の場合に、特定の医薬品および特定の症状・事由に起因する損害

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

Ⅲ. 入所児童個人賠償補償（団体総合生活補償保険）

※印を付した用語については、下記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活賠償 ★日常生活賠償 特約	<p>①保険期間中の次のアまたはイの偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>②日本国内において保険期間中の次のアまたはイの偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等^(※1)を運行不能^(※2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>ア本人の居住の用に供される住宅^(※3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>イ被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>(※1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>(※2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき物理的な危険を伴ふのをいいます。</p> <p>(※3) 敷地内の不動産および不動産を含みます。</p> <p>(注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者[*]、同居の親族および別居の未婚[*]の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限り）を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額[*]（0円）</p> <p>(注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p> <p>(注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>(注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。</p> <p>(注5) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じます。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ● 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ● 他人から借りたり預かっていた物を壊したことによる損害賠償責任 ● 被保険者と同居する親族[*]に対する損害賠償責任 ● 被保険者の使用人（家事使用人を除きます。）が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ● 第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ● 心神喪失に起因する損害賠償責任 ● 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ● 自動車等[*]の車両（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ● 戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害 ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 [*] 、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

【※印の用語のご説明】

- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者^{*}および3親等内の姻族をいいます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

IV. 入所児童24時間傷害補償（幼稚園・小学校・中学校・高等学校生以外対象）

（団体総合生活補償保険（標準型）+準記名式契約（全員付保）（同一保険金額）特約+天災危険補償特約）

※印を付した用語については、10ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡 保険金 ★傷害補償 （標準型）特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 </div> （注1）傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払います。 （注2）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用している間のケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの※ ● 入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払います。） ● 原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって発生した肺炎 ● 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ
	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 傷害死亡・後遺障害保険金額 </div> × <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 約款所定の保険金支払割合 （4%～100%） </div> </div> （注1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払います。 （注2）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払います。 （注3）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払います。 （注4）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	など （注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害入院 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{傷害入院の日数}$ (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	P9の傷害保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。
	傷害手術 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	①入院*中に受けた手術*の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ ②①以外の手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 5$ (注) 1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	

補償対象外となる運動等

山岳登山(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗
 その他これらに類する危険な運動
 (*1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。
 (*2) グライダーおよび飛行船は含みません。
 (*3) 職務として操縦する場合は含みません。
 (*4) モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約(自動セット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。

【※印の用語のご説明】

- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
 (*) いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
- ①細菌性食中毒
- ②ウイルス性食中毒
 (*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(*1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ② 先進医療*に該当する診療行為(*2)
 - (*) 1) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
 - (*) 2) ②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「先進医療」とは、手術*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。

V. 職員向け災害見舞金補償（労働災害総合保険）

①保険金をお支払いする場合

施設職員（パート、アルバイト等の臨時雇職員を含みます。以下「被用者」といいます。）が、保険期間中、施設業務上または通勤途上の災害(注)によって身体の障害（後遺障害、死亡を含みます。以下同様とします。）を被り、政府労災保険等の保険給付がなされた場合に、被保険者が被用者またはその遺族に支払う金額としてこの保険契約の普通保険約款・特約で定める金額を保険金としてお支払いします。

(注) 通勤災害補償特約をセットしているため保険金をお支払いします。

②お支払いの対象となる保険金の種類、保険金の額

●死亡に対する法定外補償保険金

被用者が業務上または通勤途上の災害(注)によって死亡した場合、Aコースの場合500万円、Bコースの場合1,000万円、Cコースの場合1,500万円をお支払いします。

●後遺障害に対する法定外補償保険金

被用者が業務上または通勤途上の災害(注)によって後遺障害（政府労災保険の第1級～第14級）を被った場合、後遺障害の等級に応じ、Aコースの場合500万円～10万円、Bコースの場合1,000万円～20万円、Cコースの場合1,500万円～30万円をお支払いします。

●休業に対する法定外補償保険金

被用者が業務上または通勤途上の災害(注)による身体の障害によって休業し、賃金の支払いを受けられない場合に、休業第4日目以後について、1日につき、Aコースの場合1,000円、BコースおよびCコースの場合2,000円をお支払いします。ただし、1,092日分を限度とします。

(注) 通勤途上の災害は、「通勤災害補償特約」をセットしているため保険金をお支払いします。

*1 業務災害、通勤災害、後遺障害等級、休業日数等の認定は、政府労災保険等の認定に従います。

*2 お支払いする保険金の額は、この保険の支払限度額の範囲内でお支払いします。ただし、法定外補償規定等*3を定めている場合は、その金額を限度とします。ご加入者（被保険者：補償の対象者）が保険金の全部または一部を被災した被用者に対して支払わなかった場合には、その部分については引受保険会社にご返還いただくこととなります。

*3 法定外補償規定等とは、被保険者である事業主が被用者に対して、政府労災保険等の給付の他に一定の労働災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定その他一定の災害補償を行う旨の規定等をいいます。

③保険金をお支払いしない主な場合

(1) 次のいずれかに該当する事由によって被用者が被った身体の障害(注1)については保険金をお支払いしません。

①保険契約者もしくは被保険者(注2) またはこれらの事業場の責任者の故意

②地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)

④核燃料物質(注4) もしくは核燃料物質(注4) によって汚染された物(注5) の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性

(2) 次のいずれかに該当する身体の障害については保険金をお支払いしません。

①被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害

②風土病による身体の障害

③職業性疾病(注6) による身体の障害

④被用者の故意、または被用者の重大な過失のみによって、その被用者本人が被った身体の障害

⑤被用者が次のいずれかに該当する間に、その被用者本人が被った身体の障害

ア. 法令に定められた運転資格(注7) を持たないで自動車等を運転している間

イ. 酒気を帯びた状態(注8) で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑥被用者の故意の犯罪行為によってその被用者本人が被った身体の障害

(3) 労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業については、保険金をお支払いしません。

(注1) 身体の障害には、これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体の障害を含みます。

(注2) 保険契約者もしくは被保険者とは、保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

(注5) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(注6) 職業性疾病とは、労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。

(例) ・粉塵じんによる「じん肺」・著しい騒音による「耳の疾患」・タイピスト等の「手指のけいれん」

・鉛、水銀、マンガン等による「中毒」・アスベストによる「中皮腫」

(注7) 法令に定められた運転資格とは、運転する地における法令によるものをいいます。

(注8) 酒気を帯びた状態とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態をいいます。

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細および用語の定義については、普通保険約款・特約の「保険金をお支払いしない場合」等をご確認ください。またご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

VI. 短期入所児童向け傷害補償

(団体総合生活補償保険(標準型)+管理下中の傷害危険補償特約+準記名式契約(全員付保)(同一保険金額)特約+天災危険補償特約)

※印を付した用語については、13ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">傷害死亡・後遺障害保険金額の全額</div> (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用している運転中のケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ● 入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ● 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ
傷害後遺障害 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">傷害死亡・後遺障害保険金額</div> <div style="font-size: 2em;">×</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">約款所定の保険金支払割合(4%~100%)</div> </div> (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害入院 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{傷害入院の日数}$ (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	P12の傷害保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。
	傷害手術 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合	①入院*中に受けた手術*の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ ②①以外の手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 5$ (注) 1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限り。また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	

補償対象外となる運動等

山岳登山(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
(* 1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。
(* 2) グライダーおよび飛行船は含みません。
(* 3) 職務として操縦する場合は含みません。
(* 4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約(自動セット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。
管理下中の傷害危険補償特約(自動セット)	「短期入所児童向け傷害補償」では、施設の管理下中のみ(往復途上を含む)が保険金お支払いの対象となります。

【※印の用語のご説明】

- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
(*) いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
- 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
 - ①細菌性食中毒
 - ②ウイルス性食中毒
- (*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「後遺障害」とは、治療*の効果も医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*を除きます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(*1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ② 先進医療*に該当する診療行為(*2)
 - (* 1) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
 - (* 2) ②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「先進医療」とは、手術*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。

VII. ボランティア・実習生向け傷害補償

(団体総合生活補償保険(標準型)+管理下中の傷害危険補償特約+準記名式契約(一部付保)(同一保険金額)特約)

※印を付した用語については、15ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 </div> (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用している間のケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれら原因とする津波によるケガ ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの※ ● 入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 ● 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ
	傷害後遺障害 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 傷害死亡・後遺障害保険金額 </div> × <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 約款所定の保険金支払割合 (4%~100%) </div> </div> (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

傷害保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害入院 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。) $\text{傷害入院保険金日額} \times \text{傷害入院の日数}$ (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	P14の傷害保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。
	傷害手術 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	①入院*中に受けた手術*の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ ②①以外の手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 5$ (注) 1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	

補償対象外となる運動等

山岳登山(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗
 その他これらに類する危険な運動
 (*1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。
 (*2) グライダーおよび飛行船は含みません。
 (*3) 職務として操縦する場合は含みません。
 (*4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
管理下中の傷害危険補償特約(自動セット)	「ボランティア・実習生向け傷害補償」では、施設の管理下中のみ(往復途上を含む)が保険金お支払いの対象となります。

【※印の用語のご説明】

- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
(*) いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
- 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
 - ①細菌性食中毒
 - ②ウイルス性食中毒
 (*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの*を除きます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(*1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ②先進医療*に該当する診療行為(*2)
 - (*) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
 - (*) ②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「先進医療」とは、手術*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。

加 入 手 続

1. 加入申込票の記入、送付

「児童養護施設損害保険制度加入申込票」、「入所児童在籍状況報告」を児童育成協会ホームページに掲載しておりますので、必要事項をご入力の上ご出力いただき、入所児童個人賠償補償にご加入の場合には前年度の中学生以上の在籍名簿と共に、返信用封筒にて2020年10月20日までに公益財団法人 児童育成協会に到着するようご返送ください。

URL： <https://www.kodomono-shiro.or.jp>

(ホームページより加入申込票を作成できない場合は、別添の加入申込票にご記入のうえ、ご返送ください。)

加入申込票の記入にあたっては、次ページの記入例を参考にしてください。

2. 保険料の振込

加入申込票により算出された保険料（合計保険料）を、下記口座宛にお振込ください。なお、振込手数料は施設様にてご負担いただきますようお願いいたします。

(2020年10月20日までに着金するようお手続きください。)

<保険料振込口座>

みずほ銀行 新橋支店 普通2862873

口座名義 公益財団法人 児童育成協会

口座名義(カナ) ザイ)ジドウイクセイキョウカイ

3. 加入者証の送付

保険期間開始(2020年11月1日)の1~2か月後に、「加入者証」を送付させていただきます。内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

4. 中途加入手続について

上記期日以降に中途加入を希望される場合、毎月20日までに手続完了(加入申込票の到着および保険料の着金)するものに限り、翌月1日午前0時より保険期間(補償)が開始されます。なお、保険期間の終期は2021年11月1日午後4時となります。中途加入の場合の保険料は別途MSK保険センター(株)までお問い合わせください。お手続については別添のマニュアルをご確認ください。

〈記入例〉

公益財団法人 児童育成協会 行

申込日 2020年10月 1日

「児童養護施設損害保険制度」加入申込票

下記事項に相違がないことを確認の上、「児童養護施設損害保険制度」の加入を申込みます。また、「職員向け災害見舞金補償」について、労働災害総合保険普通保険約款および特約の規定により、保険料の算出等に用いる正確な数値等を「職員向け災害見舞金補償」の施設職員数欄にて通知いたします。

*フリガナも必ずご記入ください。

施設名	フリガナ シャカイフクシホウジンニホンヨウゴエン 社会福祉法人日本養護園 TEL (012) 345-67xx FAX (012) 345-67xx
代表者名	フリガナ シセツチョウ ミツイタロウ 施設長 三井太郎 フリガナ スミトモイチロウ 担当者名 住友 一郎
施設住所	フリガナ トウキョウトチヨダクカンダ3-9 〒101-8011 東京都千代田区神田3-9
保険期間	2020年11月1日 午後4時 ~ 2021年11月 1日 午後4時

加入内容および保険料（保険金額・補償内容はパンフレットの通り）

① 主契約 (セット)	入所児童24時間傷害補償	中学生以下(幼稚園・小学校・中学校)の児童数(注1) (31 名) × 1,380円 高校生(高等学校)の児童数(注1) (4 名) × 1,628円	× (4 口) 最高5口、2口以上 でのご加入をお勧め します。	1円単位 171,120円 1円単位 26,048円
	施設管理者賠償補償	※施設児童定員数 (40 名)	加入コース (いずれかに○をしてください) Aコース () Bコース () Cコース (○) 昇降機の有無 (いずれかに○をしてください) なし () あり (○) → 台数 (1 台)	下表の保険料を記入 40,850円
	入所児童個人賠償補償	中学生以上の年齢の児童数(注2) (15 名) × 1,620円 *前年度の中学生以上の在籍名簿の提出が必要です。		24,300円
	主契約保険料 小計…①			1円単位 262,318円

(注1) 児童数は協会に対して報告している把握可能な最近の会計年度(1年間)の年間平均入所児童数(新設施設は把握可能な直近平均入所児童数)
(注2) 「入所児童月別在籍状況報告」で算出した人数

以下、加入する補償にチェックの上、必要事項を記入ください。

↓チェック欄

② 任意契約	<input checked="" type="checkbox"/> 入所児童24時間傷害補償 (幼稚園・小学校・中学校・高等学校以外対象)	児童数(注3) (2 名) × 2,800円	× (5 口) 最高5口、2口以上で ご加入をお勧めします。	28,000円
	<input checked="" type="checkbox"/> 職員向け災害見舞金補償	※施設職員数(注4) 加入コースに○をしてください (パート・アルバイトを含む) (8 名) ×	() Aコース 876円 () Bコース 1,753円 (○) Cコース 2,371円	1円単位四捨五入 10円単位 18,970円
	<input checked="" type="checkbox"/> 短期入所児童向け傷害補償	短期入所児童の人数(注5) (5 名) × 1,840円	× (5 口) 最高5口	46,000円
	<input checked="" type="checkbox"/> ボランティア・実習生向け傷害補償	ボランティア・実習生の最高稼働人数(注6) ※ (3 名) × 2,050円	× (2 口) 最高5口	12,300円
任意契約保険料 小計…②			105,270円	
合計保険料 ……①+②			1円単位 367,588円	

(注3) 幼稚園・小学校・中学校・高校以外対象の名簿人数(名簿備付要・提出不要)
(注4) 現在把握可能な最近の労働保険年度の平均被用者数
(注5) 短期入所児童の名簿人数(名簿備付要・提出不要)
(注6) 「1日に最大何名がボランティアおよび実習生として従事するか」の見込人数(名簿備付要・提出不要)

定員	10名まで	11~30名	31~60名	61~70名	71~80名	81~90名	91~100名	101名以上
Aコース	21,620円	25,940円	29,300円	30,900円	33,320円	35,830円	38,420円	41,110円
Bコース	23,820円	28,580円	33,040円	34,680円	37,250円	39,910円	42,680円	45,520円
Cコース	26,200円	31,440円	36,350円	38,160円	40,980円	43,910円	46,940円	50,050円

昇降機がある場合は、1台につき右記の保険料を加算してください。Aコース3,500円、Bコース4,240円、Cコース4,500円

※他契約等	この保険契約で保険金のお支払対象となる損害を補償する他の保険契約等がある。(ありのときは右欄に記入。記入がない場合は「なし」となります。)	保険会社	保険金額・支払限度額
		保険種類	過去3年間における事故 あり → ありの場合 回

(ご注意) 加入申込票には事実を正確にご回答(記入)ください。※印の項目は危険に関する重要な事項です。ご回答内容が事実と相違する場合または事実を記載しなかった場合はご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分に確認のうえご回答(記入)ください。

<裏面も必ずご覧ください>

扱課支社コード

扱代理店コード

加入No.

Q&A

●お手続きについて

Q1 児童が入所／脱退しました。手続きは必要ですか？	A 主契約である入所児童24時間傷害補償・施設管理者賠償補償・入所児童個人賠償補償の場合は手続不要です。上記以外の児童の場合は手続きが必要な場合があります。MSK保険センター(株)へお問合わせください。
Q2 保育園へ通っていた児童が小学校に入学しました。手続きは必要ですか？	A 任意契約の入所児童24時間傷害補償に加入している場合は手続きが必要です。中途加入・脱退時手続きマニュアルの要領でお手続きください。
Q3 加入者証はいつ届きますか？	A 保険期間開始の1~2か月後に、三井住友海上火災保険(株)より「加入者証」を送付させていただきます。
Q4 申込時に入所児童名簿の添付は必要ですか？	A 入所児童個人賠償補償ご加入の場合は、前年度の中学生以上の在籍名簿のご提出が必要です。それ以外はご提出は不要ですが、事故時にご提出をお願いすることがありますので備付をお願いします。
Q5 事故がありました。どのように手続きをするのですか？	A パンフレット21ページの「児童養護施設損害保険制度」事故報告書にご記入、FAX後、22ページの担当保険金お支払センターへご連絡ください。詳しくは20ページ『事故が発生した場合』をご覧ください。

●補償内容について

Q1 短期入所児童向け傷害補償で対象になるのはどのような児童ですか？	A ショートステイ、トワイライトステイ等、児童相談所等行政機関からの要請で入所する場合に対象になります。
Q2 入所児童が里親の家へ一時的に行くことになりました。里親の家へ行っている間でも、施設管理者賠償補償は補償の対象になりますか？	A 施設管理下ではなくなるので、通常は施設に賠償責任が発生せず、補償の対象にはなりません。ただし、同行していた職員が注意を怠った場合等、施設に賠償責任が発生する場合には補償の対象となります。
Q3 入所児童個人賠償補償の対象が中学生以上なのはなぜですか？	A 一般的には、中学生以上であれば責任能力があるとみなされ、児童に賠償責任が生じるためです。
Q4 自治体で自転車保険の加入が義務付けられました。入所児童が自転車事故を起こした場合この保険で対応できますか？	A 以下のとおりです。 ○児童のケガ：入所児童24時間傷害補償（主契約または任意契約）で対象になります。 ○第三者のケガ・財物損壊についての賠償責任 小学生以下の児童による事故：施設管理下（施設が保護者責任を問われる場合）での事故であれば対象になります。 中学生以上の児童による事故：対象になります。

児童養護施設損害保険制度における保険金のお支払い事例

保険の種類	事故の内容
入所児童24時間傷害補償	児童の振ったバットが近くにいた他の児童にあたって打撲したもの。
	児童が遊戯中、自分の前歯が右足の膝に当たり、膝を切ったもの。
	サッカーボールの蹴り合いで右足じん帯を切断したもの。
	自転車にて登校途中、対向車がきたので急ブレーキをかけたところ、転倒して顔面および足に打撲を負ったもの。
	施設運動場の鉄棒より落下、背骨の一部を圧迫骨折したもの。
	観光旅行の帰りに大型トラックと衝突。1名が死亡、1名が頭部に打撲を負ったもの。
	自転車搭乗中に自動車と衝突。右鎖骨を骨折したもの。
施設管理者賠償補償	児童が小学校で保健室の電話機を破損させたもの。
	児童がソフトボール中、移動式バックネットに衝突し、これが倒れて駐車中の自動車を破損させたもの。
	施設のグラウンドにて野球を行っている時、打ったボールが近くに駐車中の自動車に当たって破損させたもの。
	児童が畑に入った野球のボールを棒で探し、ボールを見つけた後、その棒を置きっぱなしにしたところ、後日コンバインで農作業中、コンバインが棒を巻き込み破損したもの。
	施設の浴室の温度調整を誤り熱湯状態のところへ園児が飛び込み、ヤケドしたもの。
	小学生以下の児童が施設から学校や友人の家へ行く途中に自転車でスピードを出し過ぎて歩行者に衝突、ケガを負わせたもの。（施設が保護者責任を問われる場合）
入所児童個人賠償補償 〈団体総合生活補償保険〉	児童（15才）が友人と教員住宅内で石投げをしていたところ、車に当たり傷をつけ法律上の賠償責任を負ったもの。
	スキー場にて児童（14才）が友達の後を追ってスキーで滑降中、前方を滑っていた子供に衝突し、骨折させ法律上の賠償責任を負ったもの。
	児童（17才）が自転車搭乗中にバランスを失い、停車中の車に接触、傷をつけ法律上の賠償責任を負ったもの。
	児童（16才）が自転車運転中、歩行者（60才）に後ろから衝突し、頭蓋骨骨折・脳挫傷を負わせ、結果2日後に死亡したもの。（法律上の賠償責任を負った場合）
	児童（17才）が自転車にて通学中、歩行者と衝突し負傷させたもの。（法律上の賠償責任を負った場合）
職員向け災害見舞金補償	執務中、職員が児童の遊んでいたボールを拾おうとしたところ、誤って自分が階段から落ち、胸椎圧迫骨折、頸部打撲を負い休業したもの。
	職員が出勤途中、交差点で出合い頭に衝突、頸部捻挫および挫傷を負い休業したもの。

事故が発生した場合

1. 〈保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡〉

保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。(21ページの「事故報告書」に必要事項を記入の上、22ページの各県事故連絡先に電話する前にFAXください)。保険金請求の手続きにつきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

〈保険金支払いの履行期〉

●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(注2)を終えて保険金をお支払いします。(注3)

(注1) 保険金請求に必要な書類は、「2.保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(注2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

〈代理請求人について〉(II. 施設管理者賠償補償、V. 労災総合保険は対象外です。)

●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいらない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

(注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*) 法律上の配偶者に限ります。

2. 保険金のご請求時にご提出いただく書類

●被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

(傷害補償用)

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- ・被保険者であることを確認するための書類(保険契約者備付名簿(写)、被保険者数兼被保険者証明書、被保険者証明書(兼事故証明書)、請負契約書(写)、発注書(写)等)

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

●上記のご提出いただく書類は、普通傷害保険、団体総合生活補償保険の事故が発生した場合のお取扱いとなります。それ以外の保険につきましては、パンフレット後半に記載の各保険の『重要事項のご説明』をご覧ください。

3. 示談交渉について

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

〈示談交渉サービス〉

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

〈示談交渉を行うことができない主な場合〉

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

報告日 年 月 日

三井住友海上火災保険株式会社 御中

「児童養護施設損害保険制度」 事故報告書

施設名	(担当者名)	
施設住所	〒	
	TEL () —	FAX () —

事故発生日時	年 月 日 時頃
事故発生場所	
被害者氏名等 (物損の場合は所有者)	氏名 生年月日 月 日 (才) <input type="checkbox"/> 通園・通学をしている <input type="checkbox"/> 通園・通学をしていない
	住所 TEL () —
	施設との関係 () 措置児童 () 職員 () 第三者 () その他 → ()
事故発生状況 および 被害の状況	受傷の部位や、入院の有無など、できるだけ具体的にご記入ください。 (損害賠償の請求を受けたときは、その内容を記載してください。)

事故が発生した場合の連絡先一覧表

21ページの「事故報告書」に必要事項を記入の上、下記の各県事故連絡先にFAXください。

(三井住友海上火災保険(株)担当保険金お支払センター一覧)

都道府県	担当保険金お支払センター	〒	住 所	T E L	F A X
北海道	北海道損害サポート部 札幌総合保険金お支払センター	060-8631	札幌市中央区北3条西2-6 札幌MTビル5F	011 (213) 3327	011 (272) 0003
青森、岩手、秋田、 山形、宮城、福島	東北損害サポート部 仙台火災新種保険金お支払センター	980-0811	仙台市青葉区一番町2-5-27 三井住友海上仙台ビル2F	022 (221) 8809	022 (221) 4719
栃木、茨城、山梨、 千葉、埼玉	火災新種損害サポート部 第三保険金お支払センター	101-8011	千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上駿河台新館ビル10F	03 (3259) 3384	03 (3259) 5525
群馬、長野、新潟	関東甲信越損害サポート第二部 高崎総合保険金お支払センター	370-0045	高崎市東町80 群馬トヨタビル5F	027 (323) 4620	027 (323) 4623
東京	火災新種損害サポート部 第一保険金お支払センター	101-8011	千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上駿河台新館ビル10F	03 (3259) 5824	03 (3259) 5594
神奈川、静岡	神奈川損害サポート部 横浜火災新種保険金お支払センター	222-0033	横浜市港北区新横浜2-5-5 住友不動産新横浜ビル2F	045 (473) 2825	045 (473) 2531
富山、石川、福井	北陸損害サポート部 北陸総合保険金お支払センター	920-0918	金沢市尾山町6-25 三井住友海上金沢ビル4F	076 (223) 9930	076 (223) 1143
愛知、三重、岐阜	中部火災新種損害サポート部 火災新種保険金お支払センター	460-8635	名古屋市中区錦1-2-1 三井住友海上名古屋ビル10F	052 (223) 4134	052 (223) 4138
大阪	関西火災新種損害サポート部 関西火災新種第一保険金お支払センター	540-8677	大阪市中央区北浜4-3-1 三井住友海上大阪淀屋橋ビル6F	06 (6233) 0116	06 (6233) 0237
京都、滋賀	関西火災新種損害サポート部 関西火災新種第二保険金お支払センター	540-8677	大阪市中央区北浜4-3-1 三井住友海上大阪淀屋橋ビル6F	06 (6233) 0108	06 (6233) 0219
兵庫、奈良、和歌山	関西火災新種損害サポート部 関西火災新種第三保険金お支払センター	540-8677	大阪市中央区北浜4-3-1 三井住友海上大阪淀屋橋ビル6F	06 (6233) 1563	06 (6233) 1287
広島、山口	中国損害サポート第一部 広島火災新種保険金お支払センター	730-0806	広島市中区西十日市町9-9 広電三井住友海上ビル9F	082 (234) 5843	082 (234) 1107
岡山、鳥取、島根	中国損害サポート第二部 岡山総合保険金お支払センター	700-8660	岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル6F	086 (225) 9002	086 (223) 3402
香川、愛媛、徳島、高知	四国損害サポート部 高松総合保険金お支払センター	760-8535	高松市亀井町2-1 朝日生命高松ビル5F	087 (832) 5103	087 (832) 5135
福岡、佐賀、長崎、熊本、 大分、宮崎、鹿児島、沖縄	九州火災新種損害サポート部 九州火災新種保険金お支払センター	810-8683	福岡市中央区赤坂1-16-14 三井住友海上福岡赤坂ビル4F	092 (722) 6453	092 (722) 6840